

パートナーズ 会報誌

残暑お見舞い申し上げます

税務情報

令和 8 年度改正 青色申告特別控除が「75 万円控除」に
「優良な電子帳簿」という新ルール

税務トピック

130 万円の壁 残業代含めず年収判定可
異動届で被扶養者認定が受けられるケースも

税務トピック

令和 8 年度改正 インボイス 8 割控除等は段階的に縮小

税務情報

令和 8 年度改正 非課税口座開設可能年齢を撤廃
18 歳未満でも一定の場合に払出し可能

快眠 コラム

ココロとカラダを整える快眠のコツ



残暑お見舞い申し上げます

暦の上では秋を迎えましたが、まだまだ厳しい暑さが続いております。皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。



近年は、税制改正をはじめ、物価や人件費の上昇、金利環境の変化など、企業経営や資産管理を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした変化の時代だからこそ、日々の経営や資産運用を見直し、将来を見据えた準備を進めることの重要性が、これまで以上に高まっています。

法人のお客様におかれましては、事業の成長や人材確保、事業承継など、さまざまな経営課題への対応が求められています。一方、個人のお客様におかれましては、相続対策や資産承継、生前贈与など、ご家族の将来を見据えた備えについて考える機会が増えているのではないのでしょうか。どちらの場合も、早めに現状を整理し、適切な対策を講じることが、将来の安心につながります。

税理士法人パートナーズは、これからも皆様に寄り添い、安心してご相談いただける身近なパートナーとして、一つひとつのご相談に誠実に対応してまいります。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げますとともに、暑さ厳しき折、皆様のますますのご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。



税理士法人パートナーズ 社員一同



【岡山事務所】

代表社員 税理士

川本 洋



【大阪事務所】

代表社員 税理士

岡 健治



【広島事務所】

代表社員 税理士
公認会計士

中谷 有希



【福山事務所】

代表社員 税理士

津田 真一



【山陰事務所】

代表社員 税理士

川原 康寛



【高松事務所】

代表社員 税理士

長山 泰久



【松山事務所】

代表社員 税理士

柳井 崇延



【徳島事務所】

代表社員 税理士

近藤 秀典



【高知事務所】

代表社員 税理士

明神 美来



【沖縄事務所】

代表社員 税理士
公認会計士

登川 賢二

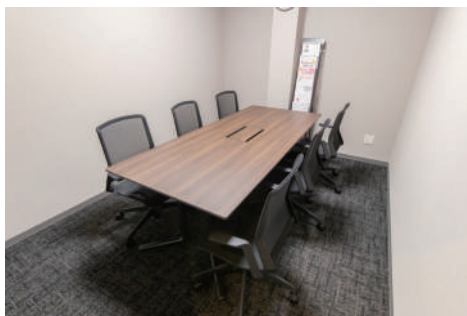
岡山事務所のリニューアル工事を行いました

令和8年、税理士法人パートナーズは、おかげさまで創業25年目に突入しました。これもひとえに皆様の温かいご支援、ご愛顧の賜物と心より深く感謝申し上げます。

このたび、25周年という節目を機に、岡山事務所のリニューアル工事を実施いたしました。ご来所いただく皆様に、これまで以上に快適で安心してご相談いただける環境となっております。

新しく生まれ変わった事務所とともに、私たちが初心を忘れることなく、皆様のお役に立てるよう、より一層業務に励んでまいります。

今後とも変わらぬご厚誼を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



税務情報

令和 8 年度改正 青色申告特別控除が「75 万円控除」に 「優良な電子帳簿」という新ルール

「青色申告特別控除」が、大きな転換点を迎えようとしています。令和 8 年度税制改正大綱では、帳簿や申告の電子化をさらに進める方針が示され、電子帳簿を高度に活用する事業者に対しては控除額を 75 万円へ拡大する案が盛り込まれました。

青色申告特別控除が「75 万円」に

青色申告特別控除は、正確な帳簿を作成している個人事業主に対して所得から一定額を控除する制度です。現在でも 65 万円控除を受けるためには、複式簿記による記帳に加え、「e-Tax による電子申告」または「電子帳簿保存への対応」が必要となっていますが、今後は帳簿の信頼性や管理体制がより重視され、電子帳簿の質によって税制メリットが変わる可能性があります。対応を誤れば控除額は 55 万円、場合によっては 10 万円まで縮小します。

区分・要件	改正前（現行）	改正後（令和9年分～）
複式簿記 + e-Tax申告 + 優良な電子帳簿保存 or 請求書データ等との自動連携	—	75万円
複式簿記 + e-Tax申告（期限内申告）	65万円	65万円
複式簿記 + 書面（紙）申告	55万円	10万円（大幅縮小）
簡易簿記による記帳（前々年収1,000万円以下）	10万円	10万円
簡易簿記による記帳（前々年収1,000万円超）	10万円	0円

同制度の中心となるのが、電子帳簿保存法に基づく電子帳簿保存制度です。電子帳簿保存とは、仕訳帳や総勘定元帳などの帳簿を紙ではなく電子データとして保存する仕組みです。制度の基本原則は次の2つです。

- ①真実性の確保：帳簿が改ざんされていないこと
 - ②可視性の確保：税務調査の際に内容をすぐ確認できること
- これらの条件を満たすことで、電子データによる帳簿保存が認められます。

重要になるのは「優良な電子帳簿」

電子帳簿保存制度の中でも、特に信頼性が高い帳簿として位置づけられているのが「優良な電子帳簿」です。これは電子帳簿の中でも、より厳格な管理が行われている帳簿のことです。主な要件は次の3つです。

- ①訂正・削除履歴の保存等
帳簿を修正した場合、修正前データ、修正後データ、修正日時などの履歴が保存されることが必要です。つまり、後から自由に書き換えられない仕組みが求められます。
- ②帳簿間の相互関連性
帳簿は単独ではなく、「仕訳帳」→「総勘定元帳」→「決算書」という形で数値が連動している必要があります。会計ソフトを利用していれば通常は満たされますが、帳簿の一部を Excel などで独自管理している場合は注意が必要です。
- ③検索機能の確保
電子帳簿では、必要な取引を迅速に検索できる機能も必要です。特に検索の項目に「取引年月日」「取引金額」「取引先」があることは必須で、これらを組み合わせて検索できることが求められます。

「会計ソフトを使えば OK」という誤解

電子帳簿保存制度でよくある誤解が、「会計ソフトを使っていれば電子帳簿保存になる」という考え方です。実際には、ソフトを使っているだけでは制度要件を満たさないこともあります。

例えば「Excel 帳簿」です。Excel で複式簿記を作成していても、履歴管理ができないため電子帳簿保存制度の要件を満たさない可能性が高いです。また「PDF 保存」も同様です。帳簿を PDF として保存するだけでは、帳簿の作成プロセスが確認できないため制度要件を満たさない場合があります。

事前に届出書の提出が必要

「優良な電子帳簿」に該当して、あらかじめ届出書を提出することで、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される制度の適用を受けることができます。

なお、提出期限は、適用を受けようとする年の翌年 3 月 15 日です。

130 万円の壁 残業代含めず年収判定可 異動届で被扶養者認定が受けられるケースも

従業員等の配偶者の年収が 130 万円未満で一定の要件を満たせば、配偶者は従業員等の被扶養者として自身で負担する社会保険料が発生しません。年間収入が 130 万円未満かどうかは、これまで残業代等を含めて判定しなければならなかったため、130 万円未満に抑えるため就業調整を行うといった現象が「130 万円の壁」として問題視されていました。

本年 4 月からは、配偶者が給与収入のみ得ている場合、残業代等を含めずに労働契約上の年収ベースで 130 万円未満となれば、被扶養者として認定されることとなりました。これまで被扶養者認定を受けられなかった者は、4 月以降に「被扶養者（異動）届」等を提出することで認定を受けることができるケースがあります。

労働条件通知書等に記載の金額で判定

被保険者の配偶者等の年間収入が 130 万円未満かどうかについて、これまでは、給与明細書、課税（非課税）証明書等により、所定外賃金（残業代等）の見込みを含めた 今後 1 年間の収入見込額により判定していました。

ただし、前述の「130 万円の壁」の問題である就業調整対策の観点から、所定外賃金の見込みを含めて判断すると年間収入が 130 万円以上となっても、労働契約内容によれば 130 万円未満である場合については、被扶養者認定の対象となる新たな取扱い（【参考 1】）が示されました。

つまり、残業代等の臨時収入を含めずに 130 万円未満かどうかの判定が可能となります。同取扱いは、認定日が令和 8 年 4 月 1 日以後のものについて適用されます。

年間収入判定に含めなくてよい臨時収入は、あくまで労働条件通知書等に記載のない残業代等を指すため、労働条件通知書等に記載のあるみなし残業代、固定残業代などは、従来どおり年間収入に含めて判定しなければなりません。

給与収入以外がある配偶者等は対象外

同取扱いの対象になるには、被保険者の配偶者等（認定対象者）の収入が「給与収入のみ」であることなど、【参考 1】の「被扶養者に該当する者」の要件①～③を全て満たす必要があります。配偶者等に年金収入や事業収入等給与収入以外の収入がある場合は、従来どおり給与明細書、課税（非課税）証明書等により、残業代等を含めた額で年間収入の判定をする必要があります。

また、同取扱いにより被扶養者認定を受けるには、(1) 労働条件通知書等の労働契約内容が分かる書類の提出、及び(2)「給与収入のみである」旨の申立て（所定の申立書等）が必要です。

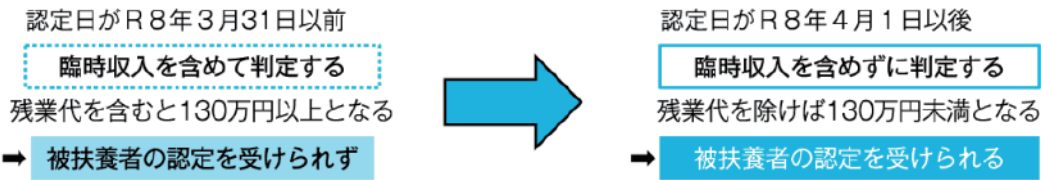
令和 8 年 3 月 31 日以前に配偶者等について被扶養者認定の申請等を行ったが、残業代等の金額により配偶者等の年間収入が 130 万円以上となり認定を受けられなかった場合、同年 4 月 1 日以後に「被扶養者（異動）届」を提出することにより、認定を受けることができます。

【参考 1】労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者認定における年間収入の判定に係る取扱い（概要）

被扶養者に該当する者	以下全ての要件を満たす者 ① 認定対象者が「給与収入のみ」を得ていること ② 認定対象者が以下のいずれかに該当すること ・被保険者と同一世帯に属している場合：被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満であると認められること ・上記以外の場合：被保険者からの援助による収入額より少ないこと ③ 労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が「130万円未満（※）」であること
年間収入の判定方法	労働条件通知書等において規定される時給、労働時間、日数等を用いて算出した年間収入の見込額が130万円未満かどうかで判定 ⇒ 労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する臨時収入（残業代等）は含まずに判定 （労働条件通知書等に記載のあるみなし残業代、固定残業代などは、従来どおり含めて判定）
手続	以下 2 点が必要 (1) 労働条件通知書等 の労働契約内容が分かる書類 の提出 (2) 「給与収入のみである」旨の申立て
適用開始時期	認定日が令和 8 年 4 月 1 日以後のものについて適用

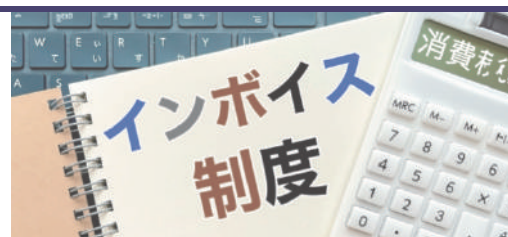
※ 認定対象者が 60 歳以上の者である場合等は 180 万円未満、認定対象者（被保険者の配偶者を除く）が 19 歳以上 23 歳未である場合は 150 万円未満

【参考 2】見直し前後における被扶養者認定（イメージ）



令和 8 年度税制改正 インボイス 8 割控除等は段階的に縮小

令和 8 年度税制改正の消費課税関係では、インボイス制度の経過措置である 2 割特例は個人事業者を対象とする 3 割特例に、8 割控除等も段階的に 7 割・5 割・3 割控除へと見直される予定です。



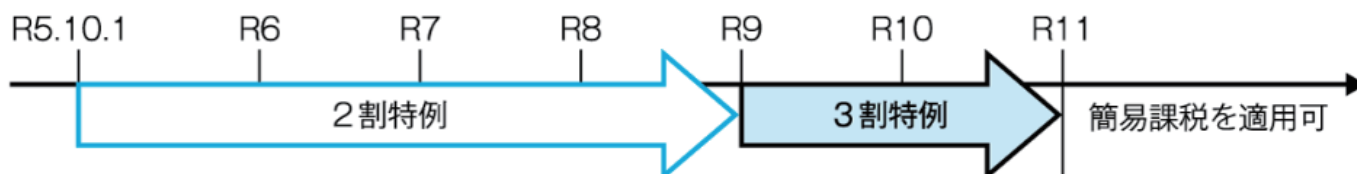
インボイス制度の経過措置の見直し

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

売上税額の 2 割を納付税額にできる「2 割特例」の経過措置の適用期間については、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間とされています。新たに個人事業者を対象に、令和 9 年及び令和 10 年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことで事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間）で売上税額の 3 割を納付税額にできる「3 割特例」の経過措置が創設されます。これまで 2 割特例の適用を受けている場合も、個人事業者は引き続き 3 割特例を適用できます。3 割特例は、確定申告書に適用を受ける旨を付記することで適用可能です。

また、3 割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、簡易課税制度選択届出書を所轄税務署長に提出した場合には、その翌課税期間から簡易課税の適用を受けることができます。（【参考 1】）2 割特例の適用を受けている事業者が簡易課税に移行する際も同様に、翌課税期間の確定申告期限までに簡易課税制度選択届出書を提出することで、その翌課税期間から簡易課税が適用可能となります。

【参考 1】 2 割特例や 3 割特例等の適用関係（イメージ）



(2) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置（8 割控除等）が見直されます。

現行では、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までは 80%、令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までは 50% の控除割合とされていますが、控除割合が 70%・50%・30% と段階的に縮小したうえで適用期間が延長されます。（【参考 2】）

一方、一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度に 1 億円（現行：10 億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れに本経過措置は適用できないことになります。年間 10 億円の制限が 1 億円へと大幅に引き下げられ、適用要件が厳格化されますが、一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額が 1 億円を超える場面は限定的とみられます。令和 8 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用される予定です。

【参考 2】 8 割控除等の見直しの概要

期 間	控除割合
令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで	70%
令和 10 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで	50%
令和 12 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで	30%

R8 改正 非課税口座開設可能年齢を撤廃 18 歳未満でも一定の場合に払出し可能

令和 8 年度税制改正では、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、令和 9 年 1 月 1 日から非課税口座の口座開設可能年齢の下限がなくなり、 つみたて投資枠について 18 歳未満の未成年者でも利用できる未成年者特定累積投資勘定が設けられます。

令和 5 年末で廃止となったジュニア NISA に比べ、 年間投資枠の上限の増加や払出し制限の緩和等が行われました。

つみたて投資枠 口座開設可能年齢と対象株式指数を拡充

令和 8 年度改正では、 つみたて投資枠について、次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、 非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃し、「未成年者特定累積投資勘定」が設けられます。 つみたて投資枠の対象株式指数は、 マーケット全体を広くカバーし市場関係者に広く浸透させる観点から、 令和 8 年 4 月 1 日より「読売株価指数」と「JPX プライム 150 指数」が追加されています。

このほか、 つみたて投資枠及び成長投資枠等について金融商品取引業者等が定期的に行うこととされていた非課税口座開設者の住所等の確認が廃止となります。

未成年者特定累積投資勘定は成長投資枠と併用不可

未成年者特定累積投資勘定は、 令和 9 年 1 月 1 日以後の期間から、 つみたて投資枠のうち非課税口座を開設している居住者等がその年 1 月 1 日において 18 歳未満の未成年者である年及び出生した日の属する年の各年において設けることができます。

成長投資枠とつみたて投資枠は同時に設けることが可能で、非課税保有限度額 1,800 万円（うち成長投資枠は 1,200 万円まで）とされています。一方で、 同勘定は成長投資枠と同時に設けることができず、 年間投資枠 60 万円、 非課税保有限度額は取得費の額に相当する金額で 600 万円となっています。 同勘定を利用する居住者等が 18 歳以上となった場合には、 自動的に新 NISA に移行します。（【参考 1】）

【参考 1】 未成年者特定累積投資勘定と新 NISA の関係

	つみたて投資枠		成長投資枠
	未成年者特定累積投資勘定		
対象年齢	0 ～17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	自動的に移行 1,800万円	1,200万円（内数）
運用管理	一定の場合に12歳以降で払出し等が可能	制限なし	制限なし

12 歳以降は教育費等のための払出しが可能

同勘定は、 非課税口座を開設した居住者等がその年 3 月 31 日において 18 歳である年（基準年）の前年 12 月 31 日までは、災害等に基因する場合を除き、 原則として払出し等ができません。

ただし、 居住者等がその年 3 月 31 日において 12 歳である年（特定基準年）以後であれば、「居住者等の教育費又は生活費の支払に充てるためのもの」である場合に、 子の同意を得て、 それらの旨等を記載した一定の書類を、 非課税口座を開設している金融商品取引業者等に提出することで、 親権者等による払出し等が認められます。

未成年者特定累積投資勘定の非課税保有限度額も簿価残高方式で管理

成長投資枠及びつみたて投資枠の非課税保有限度額は、 簿価残高方式により管理されます。 簿価残高方式は、 非課税口座全体で保有する商品の金額を簿価で計算することを指し、 それが非課税保有限度額以内かどうかを判定します。 つまり、 一度非課税枠を利用して積み立てても、 取り崩した分の枠を再利用できます。

同勘定の非課税保有限度額についても同方式による管理とされ、 子の進学や受験等に伴い教育費や生活費に充てるために払出し等をした場合において、 その払出し等をした枠について再利用できます。

ココロとカラダを整える快眠のコツ ～すぐに試せて、今日からぐっすり～

ムシムシ、ジメジメ、高温多湿な日本の夏。夜間の最低気温が25℃以上の「熱帯夜」も増加して、寝苦しさはマックス！寝付きが悪いばかりか、夜中に何度も目覚めたり、翌日に疲れが残ったままだったりという人も多くなります。夏ならではの快眠知識で寝不足を防ぎましょう。

夏の快眠は就寝環境と深部体温が鍵

睡眠の質に関わる主な要素は「光」「音」「温度」の3つ。暗くて静かで朝まで適温を保つのが理想ですが、夏は、特に光と温度のコントロールが快眠の鍵を握っています。



●光のコントロール

睡眠時間は季節によって変化することをご存じでしょうか。睡眠と目覚めには日照時間（日の出から日没までの間で太陽が照っていた時間）が大きく関わっており、私たちの体は、日照時間が長いと睡眠時間が短くなり、日照時間が短いと睡眠時間が長くなる傾向にあります。そのため、日の出が早く、日の入りが遅い夏は、睡眠不足に気を付けることが大切。例えば、早朝に太陽の光が寝室に入ると早期覚醒の原因になり得るので、遮光カーテンを使用するのが良いでしょう。また、日の入りが遅いことでつい趣味や余暇活動が長めになり、就寝時刻が遅れることもあるので注意が必要です。



帰宅してから就寝までは部屋の明かりもコントロールを。明るい光には覚醒作用があり、睡眠ホルモンの分泌を妨げ、寝付きが悪くなる原因に。夕食後は間接照明を使用して落ち着いた環境をつくって過ごし、眠る時には真っ暗にすることをおすすめします。

●温度のコントロール

コントロールしたい温度は2種類あり、1つは室温です。夏の快適な室温は25度くらい。朝まで適温を保つためにもエアコンを上手に使いましょう。

もう1つは、深部体温です。人の体には、皮膚表面の体温と、脳を含めた内臓の深部体温があります。深部体温にはリズムがあり、起床前が1番低く、時間の経過とともに体温が上昇し、その後夜にかけて徐々に下がることで自然と眠気が高まっていきます。この深部体温を下げるのに有効なのが入浴です。入浴すると、深部体温が1度くらい上がりますが、入浴後は、血管がひろいて熱が放散されやすい体になり、結果として深部体温が下がっていきます。深部体温が下がったタイミングで就寝したいので、入浴は就寝1～2時間前がベスト。



帰宅してから就寝までの時間が短い時や、シャワー派の人には、足湯もおすすめ。約40度のお湯に30分くらいの足湯でも深部体温を上げることができます。

快眠
コラム

夏の寝室温度 暑がり、寒がりどっちに合わせる？

暑さに適応するには限界がありますが、やや寒い程度ならパジャマや布団で比較的対処しやすいので、暑がりの人に合わせる方が良さそうです。しかし、だからといって寒がりの人がつらく感じるほど寝室を冷やすのはおすすめできません。どちらも快適に眠るには、寝具とパジャマの素材選びがポイント。暑がりの人の寝具は冷感素材のものをを選び、パジャマは吸湿性・速乾性に優れたリネン素材のものを選びます。寒がりの人には保温性の高いコットン素材の寝具やパジャマが良いでしょう。どちらのタイプの人も、エアコンの風が直接体に当たるのは避けてください。



パートナーズ会員

ご入会の方へパートナーズから会報誌をご提供。

また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



特典①

会報誌の発行

会報誌を発行し税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

特典②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

特典③

税制改正・判決事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索



税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野 1222-9 TEL(086)246-4446

大阪事務所 〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町1丁目1番1号 OCTビル 3F TEL(06)6943-8281

広島事務所 〒733-0812 広島県広島市西区己斐本町一丁目5番5号 SAFARIビル 5F TEL(082)961-6212

福山事務所 〒721-0941 広島県福山市引野町北二丁目31番8-1 TEL(084)999-0550

山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉 2-7-14 TEL(0859)21-5169

高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル 5F TEL(070)3794-3111

松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル 3階 TEL(089)948-9441

徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル 2階 TEL(088)655-6554

高知事務所 〒780-0061 高知県高知市栄田町三丁目6番3号 Four・seasons2A TEL(088)856-7360

沖縄事務所 〒904-2154 沖縄県沖縄市東一丁目1番37号 201号室 TEL 090-5084-9122